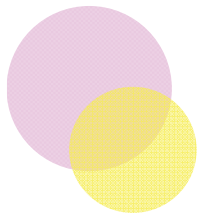


伊勢市空家等対策計画



伊勢市



～ はじめに ～

近年、全国的に少子高齢化による人口の減少や、建物の老朽化、人口移動の変化等に伴い、空家の数は年々増加していくことが危惧されます。

その中でも適切に管理されていない空家等においては、倒壊や外装材等の飛散など安全性の低下、立木の繁茂など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、社会問題となっています。

このような状況の下、国では平成 27 年 5 月 26 日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を全面施行しました。

本市におきましても、空家等に関するさまざまな課題を解決するため、庁内の各所管課によって構成された検討会にて情報共有等を行い、平成 28 年 11 月には「伊勢市空家等対策協議会」を設置し、有識者や総連合自治会等の皆様による熱心なご審議を重ねていただき、そうしたご意見を踏まえましてこの計画を策定することができました。

空家等の管理は、所有者の責務ではありますが、空家等対策の推進におきましては、所有者だけでなく、市、地域、専門家団体等が相互に連携、協力をしていくことが重要ですので、所有者をはじめとする関係者の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました伊勢市空家等対策協議会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました皆様に心から厚く御礼を申し上げます。



伊勢市長 鈴木 健一

目 次

第1章 伊勢市空家等対策計画の目的と位置づけ

1-1 目的	1
1-2 計画の位置づけ	1
1-3 対象となる空家等の種類	3
1-4 対象となる地区	3
1-5 計画期間	3

第2章 伊勢市の空家をとりまく現状

2-1 全国の空家の現状	4
2-2 伊勢市の空家の現状	5
2-3 空家等実態調査について	5
2-4 アンケート調査	9
2-5 空家等対策を進めていく上での課題	13

第3章 空家等対策の基本的な方針

3-1 空家等対策計画の基本的な方針	15
3-2 空家等に関する対策の実施体制について	17
(1) 庁内推進体制の整備	17
(2) 協議会の組織	17
(3) 専門家団体等との連携	18
(4) 住民等からの空家等に関する市の相談体制	19

第4章 空家等の具体的な対策について

4-1 空家化の予防	21
4-2 空家の流通・活用促進	23
(1) 中古住宅としての市場流通	23
(2) 地域の活動拠点等施設への他用途活用	24
4-3 管理不全な空家の防止・解消	25
(1) 所有者啓発・地域での取り組み支援	25
(2) 行政による空家法を活用した改善指導	26
(3) 特定空家等基準について	26
(4) 特定空家等への対策	28
4-4 空家に係る跡地の活用	29
(1) 空家の除却と跡地の利活用	29

<資料編>

空家等対策の推進に関する特別措置法	31
(資料1) 特定空家等の判断基準に係る国のガイドライン	37
(資料2) 法令による規制措置等の例	44
空家等対策の推進に関する特別措置法の概要	45
空家等に関する施策を総合的かつ計画的に 実施するための基本的な指針【概要】	46
「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために 必要な指針(ガイドライン)【概要】	47
ガイドライン〔別紙1〕～〔別紙4〕の概要	48
伊勢市空家等対策協議会条例	49
伊勢市空家等対策協議会委員名簿(平成28年11月28日現在)	50
空家所有者等現況調査及び意識調査票(アンケート調査票)	51
空家所有者等現況調査及び意識調査票の集計結果 (アンケート結果)	61
用語集	74

